

熊本県公報

第12883号
令和元年(2019年)
12月13日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (") 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (") 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (") 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 4
- 熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (財産経営課) 4
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入
札の参加資格等…………… (") 5
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入
札の参加資格等…………… (") 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定の廃止…………… (") 6
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 7
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 7
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 7
- 河川区域の廃止…………… (河川課) 8
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 8

公 告

- 熊本県病院事業業務状況の公表…………… (障がい者支援課) 8
- 熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の実施…………… (財産経営課) 13
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入
札の実施…………… (") 17
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入
札の実施…………… (") 20
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 24
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 24
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 24
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 25
- 県営土地改良事業の廃止…………… (農村計画課) 25
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 26
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 26
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (") 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 26
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 27
- 土地改良区の役員を選任等…………… (") 27
- 農業振興地域の区域の変更…………… (農地・担い手支援課) 27
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 27
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 28

登 載 依 頼

- 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を改正する規則…………… (人事委員会) 29

告 示

熊本県告示第570号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	グループホーム せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	431100388	令和元年（2019年）11月 28日	認知症対応 型共同生活 介護

熊本県告示第571号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	グループホーム せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	431100388	令和元年（2019年）11月 28日	認知症対応 型共同生活 介護

熊本県告示第572号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	ヘルパーステーション せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	431100389	令和元年（2019年）11月 28日	訪問介護

熊本県告示第573号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	ヘルパーステーション せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	431100389	令和元年（2019年）11月 28日	訪問介護

熊本県告示第574号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	デイホーム 福老 上益城郡御船町 滝川1427-4	431100391	令和元年(2019年)11月28日	有料老人ホーム

熊本県告示第575号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	デイホーム 福老 上益城郡御船町 滝川1427-4	431100391	令和元年(2019年)11月28日	有料老人ホーム

熊本県告示第576号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	デイサービス 福老 上益城郡御船町 滝川1427-4	431100390	令和元年(2019年)11月28日	通所介護

熊本県告示第577号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986番地	デイサービス 福老 上益城郡御船町 滝川1427-4	431100390	令和元年(2019年)11月28日	通所介護

熊本県告示第578号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県熊本市西区河内町面木字大辰脇490番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大辰脇490番2(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに熊本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第579号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町緑川字藤ノ戸又2231番(次の図に示す部分に限る。)、字小搦2275番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤ノ戸又2231番・字小搦2275番1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第580号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字中横田字立神337番2・字庄分393番から396番まで・399番3・400番・402番1(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、399番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字立神337番2、字庄分399番2(次の図に示す部分に限る。)、393番から396番まで、399番3、400番、402番1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第581号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県庁で使用する電気
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和2年（2020年）1月9日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年（2022年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年（2021年）10月1日から令和3年（2021年）11月30日（熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第582号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和2年（2020年）1月9日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年（2022年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年)11月30日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第583号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
 - 熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
 - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - 熊本県出納局管理調達課管理班
 - 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 - 公告の日から令和2年(2020年)1月9日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 - 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 - 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 - (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年)11月30日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第584号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
三幸会 グループホーム事業所 合志市須屋680番地1	合同会社三幸会 合志市須屋680番地1 大竹 伸隆	共同生活援助	令和元年(2019年)12月4日

熊本県告示第585号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ヘルパーステーションサンピラありあけ 玉名市岩崎416番地8	株式会社D・S・G 奈良県奈良市三碓三丁目12番17-108号 代表取締役 山野 茂	居宅介護 重度訪問介護	令和元年(2019年)12月26日

熊本県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市的石字戸下775番66、775番67、775番69
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
戸下775番66・775番69（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字岸ノ上2194番、2195番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
岸ノ上2194番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字峯ノ前854番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第589号

昭和51年3月31日熊本県告示第265号の15で河川区域を指定した一級河川球磨川水系野間川の一部について、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第4項の規定により、次のとおり河川区域を廃止する。
 なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
 令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

廃止する区域
 球磨郡錦町大字木上西字浜松738番1地先から球磨郡錦町大字木上西字中島1350番13地先まで

熊本県告示第590号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和元年(2019年)12月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	柿原入佐線	上益城郡山都町下名連石字坪ノ内	前	4.7 ～ 17.2	315.0	防安交
		684番2地先から 上益城郡山都町下名連石字造別当 736番1地先まで	後	10.6 ～ 21.8		
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡山都町下名連石字坪ノ内	前	8.5 ～ 18.3	155.0	
		668番1地先から 同所 717番地先まで	後	11.2 ～ 21.2		

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)12月13日

公 告

熊本県公告第501号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、令和元年度(2019年度)上期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。
 令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の概要

(1)概況

今期の外来患者は、延人数11,815人、1日平均96.8人で前年度同期と比較すると、延人数では1,226人の減少となっている。
 また、入院患者については、延人数19,126人、1日平均104.5人、病床利用率69.7パーセント(稼働病床150床を基礎として算出。)で、前年度同期と比較すると、延人数で1,313人、1日平均では7.2人、病床利用率では4.8ポイントの減少となっている。
 なお、外来患者延人数のうち平成24年度から開設した「こころの思春期外来」の患者は600人で、前年度同期と比較すると237人の減少となっている。また、昨年度から本格稼働した思春期ユニットの入院患者は690人で、前年度同期と比較す

ると238人の減少となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延 人 数	2,032	1,935	1,842	2,078	1,953	1,975	11,815
1 日 平 均	101.6	96.8	92.1	94.5	93.0	103.9	96.8

② 入院患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
定 床	150	150	150	150	150	150	
延 人 数	3,101	3,277	3,176	3,190	3,184	3,198	19,126
1 日 平 均	103.4	105.7	105.9	102.9	102.7	106.6	104.5
利 用 率	68.9%	70.5%	70.6%	68.6%	68.5%	71.1%	69.7%

③ 入退院調

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入 院 者 数	22	14	20	25	15	26	122
退 院 者 数	15	15	22	24	18	20	114
月 末 患 者 数	105	104	102	103	100	106	

④ 児童・思春期外来患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延 数	99	101	90	108	102	100	600

⑤ 思春期ユニット入院患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延 数	133	69	82	137	152	117	690

⑥ 外来患者病名別調 (延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計) (単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
器 質 性 精 神 障 害	認 知 症	アルツハイマー病型	1	1	1	1	1	6
		血管性						
		その他						
	その他	16	12	9	17	12	15	81
精 神 作 用 物 質 に よ る 精 神 及 び 行 動 の 障 害	アルコール	72	46	58	74	63	64	377
	覚醒剤							
	その他	40	31	35	40	35	31	212
統合失調症		966	925	858	970	879	903	5,501
気分(感情)障害		468	441	437	480	472	487	2,785
神経症性障害、ストレス関連障害等		176	172	149	179	160	159	995
生理的障害等		1	4	2	1	1	1	10
成人のパーソナリティ障害		2	1	2	1	1	1	8
知的障害(精神遅延)		3	5	4	6	4	4	26
心理的発達の障害		65	64	59	61	66	62	377
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害		57	54	62	60	61	60	354
てんかん		11	7	6	11	7	7	49
その他		154	172	160	177	191	180	1,034
合計		2,032	1,935	1,842	2,078	1,953	1,975	11,815

⑦ 入院患者病名別調 (延人数：患者それぞれの入院日数の合計)

(単位：人)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
器 質 性 精 神 障 害	認 知 症	アルツハイマー病型							
		血管性							
		その他							
	その他							27	27
精 神 作 用 物 質 に よ る 精 神 及 び 行 動 の 障 害	アルコール		236	248	233	170	187	167	1,241
	覚醒剤								
	その他		4			5		1	10
統合失調症			1,886	2,064	1,943	1,889	1,974	2,042	11,798
気分(感情)障害			243	286	332	331	270	321	1,783
神経症性障害、ストレス関連障害等			70	61	27	21			179
生理的障害等			29		6	31	31	30	127
成人のパーソナリティ障害			30	22	30	31	31	1	145
知的障害(精神遅延)			30	31	30	68	93	90	342
心理的発達の障害			390	403	382	432	426	343	2,376
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害			162	129	89	133	136	120	769
てんかん									
その他			21	33	104	79	36	56	329
合計			3,101	3,277	3,176	3,190	3,184	3,198	19,126

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H30(2018).4.1現在	H31(2019).4.1現在
医 師	7	5
医 療 技 術 職 員	11	11
看 護 師	61	65
事 務 職 員	17	16
技 能 労 務 職 員	1	1
計	97	98

(注) 特別職である事業管理者1人を除く。

2 経理の状況

損益計算書(平成31年(2019年)4月1日から令和元年(2019年)9月30日まで)

(単位：円)

医業収益	368,260,896	
医業費用	642,616,723	
当期営業損失		274,355,827
医業外収益	449,390,871	
医業外費用	28,412,119	
当期営業外利益		420,978,752
当期経常利益		146,622,925
特別利益		0
特別損失		8,100
当期純利益		146,614,825

3 平成30年度(2018年度)決算の状況

(1) 損益計算書(平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日まで)

(単位:円)

1	医業収益			
(1)	入院収益	612,056,686		
(2)	外来収益	162,307,367		
(3)	その他医業収益	<u>3,970,800</u>	778,334,853	
2	医業費用			
(1)	給与費	1,055,562,121		
(2)	材料費	62,517,503		
(3)	経費	301,903,255		
(4)	減価償却費	144,835,778		
(5)	資産減耗費	202,545		
(6)	研究研修費	<u>8,432,983</u>	<u>1,573,454,185</u>	
	営業損失			795,119,332
3	医業外収益			
(1)	受取利息	620,764		
(2)	一般会計負担金	856,301,000		
(3)	長期前受金戻入	16,274,128		
(4)	その他医業外収益	<u>12,281,227</u>	885,477,119	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	61,672,849		
(2)	雑損失	<u>30,703</u>	<u>61,703,552</u>	823,773,567
	経常利益			28,654,235
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	1,807,525		
(2)	その他特別利益	<u>605,554</u>	2,413,079	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	<u>3,030,957</u>	<u>3,030,957</u>	<u>△ 617,878</u>
	当年度純利益			28,036,357
	前年度繰越欠損金			<u>195,834,127</u>
	当年度未処理欠損金			<u>167,797,770</u>

(2)貸借対照表(平成31年(2019年)3月31日)

(単位:円)

		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	283,278,583	
ロ	建物	5,318,520,576	
	減価償却累計額	<u>△2,527,149,765</u>	2,791,370,811
ハ	構築物	522,230,400	
	減価償却累計額	<u>△361,101,048</u>	161,129,352
ニ	器械備品	340,333,460	
	減価償却累計額	<u>△285,838,064</u>	54,495,396
ホ	車輛	21,194,479	
	減価償却累計額	<u>△18,642,094</u>	2,552,385
ヘ	リース資産	88,128,000	
	減価償却累計額	<u>△1,468,800</u>	86,659,200
	有形固定資産合計		3,379,485,727
(2)	無形固定資産		
イ	電話加入権	<u>240,832</u>	
	無形固定資産合計		<u>240,832</u>
	固定資産合計		<u>3,379,726,559</u>
2	流動資産		
(1)	現金預金	1,773,179,223	
(2)	未収金	115,767,698	
(3)	貯蔵品	7,904,720	
(4)	その他流動資産	<u>0</u>	
	流動資産合計		<u>1,896,851,641</u>
	資産合計		<u>5,276,578,200</u>
		負 債 の 部	
3	固定負債		
(1)	企業債	1,717,910,811	
(2)	リース債務	69,034,200	
(3)	退職給付引当金	385,207,573	
(4)	修繕引当金	<u>116,241,706</u>	
	固定負債合計		2,288,394,290
4	流動負債		
(1)	企業債	225,631,685	
(2)	リース債務	17,625,000	
(3)	未払金	170,359,055	
(4)	預り金	9,854,326	
(5)	賞与引当金	57,619,000	
(6)	その他流動負債	<u>0</u>	
	流動負債合計		<u>481,089,066</u>
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	<u>864,726,830</u>	
	収益化累計額	<u>△451,840,448</u>	
	繰延収益合計		<u>412,886,382</u>
	負債合計		<u>3,182,369,738</u>

資 本 の 部

6 資本金		2,089,986,924
7 剰余金		
(1) 利益剰余金		
イ 減債積立金	172,019,308	
ロ 当年度未処理欠損金	<u>167,797,770</u>	
利益剰余金合計		<u>4,221,538</u>
剰余金合計		<u>4,221,538</u>
資本合計		<u>2,094,208,462</u>
負債資本合計		<u>5,276,578,200</u>

(3) 剰余金計算書 (平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日まで) (単位:円)

	資本金	剰 余 金							資本合計
		資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			
		受贈財産 評価額	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	減 債 積立金	未処理 欠損金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	△ 195,834,127	△ 23,814,819	2,066,172,105
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	(繰越欠損金) △ 195,834,127	△ 23,814,819	2,066,172,105
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	28,036,357	28,036,357	28,036,357
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	28,036,357	28,036,357	28,036,357
当年度末残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	(当年度未処理欠損金) △ 167,797,770	4,221,538	2,094,208,462

(4) 欠損金処理計算書 (単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	2,089,986,924	0	△ 167,797,770
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	0	(繰越欠損金) △ 167,797,770

熊本県公告第502号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県庁で使用する電気
- (2) 予定数量
9,980,900キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県庁で使用する電気仕様書(以下「仕様書」という。)による。

- (6) 調達期間 (供給期間)
令和2年(2020年)4月1日(水)から令和3年(2021年)3月31日(水)まで
 - (7) 供給場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁舎
 - (8) 契約の種類
単価契約
 - (9) 入札方式 (紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者が登録を既にしている入札者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたり者を除き、紙入札による入札はできない。アイ登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」)の再取得を準備している者閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算したも金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもた落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を内容の更新の受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和2年(2020年)1月9日(木)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(4)の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 電気事業者(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
 - (3) 平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日まで期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.500キログラム以下であること。
なお、平成31年(2019年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.500キログラム以下であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年（2020年）1月17日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年（2020年）1月17日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年（2020年）2月6日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年（2020年）2月5日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和2年（2020年）2月6日（木）午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年（2020年）2月5日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 9,980,900 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

- (2) Date and Place for Tender:
Date: February 6, 2020, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: +81-96-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第503号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- (2) 予定数量
3, 711, 475キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その1仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
令和2年（2020年）4月1日（水）から令和3年（2021年）3月31日（水）まで
- (7) 供給場所
仕様書による。（23施設）
- (8) 契約の種類
23施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（

平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格審査申請を受け付けている場合は、次のアからエまでの競争入札参加資格審査申請内容の変更が必要となる場合、入札参加資格申請内容の変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和2年(2020年)1月9日(木)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3) 平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.500キログラム以下であること。

なお、平成31年(2019年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.500キログラム以下であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年(2020年)1月17日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)1月17日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)2月6日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年(2020年)2月5日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和2年(2020年)2月6日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年(2020年)2月5日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
 Electricity about 3,711,475 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender:
 Date: February 6, 2020, 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Property Management Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: +81-96-333-2089
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第504号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
 熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- (2) 予定数量
 9,402,455キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
 熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容

- 4 (2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その
2 仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
令和2年（2020年）4月1日（水）から令和3年（2021年）3月31日
（水）まで
- (7) 供給場所
仕様書による。（24施設）
- (8) 契約の種類
24施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入
札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている
者については、公告後、次のアからウまでのいずれか該当し、かつ、4(3)アの
電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行
承認願を提出し、熊本県の承認を受けたり除き、紙入札が不可認められない者。
入札参加者側のシステム障害により電子入札の継続が認められない者。
登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、
閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札
決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算したも
金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をも
って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ
るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に
相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39
年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務
委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（
平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定
された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。お
り競争入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札
参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本届
に参加するため登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を
次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録
内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付
期間
公告の日から令和2年（2020年）1月9日（木）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(4)の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵
送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業者（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業
者として登録されている者であること。
- (3) 平成30年（2018年）4月1日から平成31年（2019年）3月31日ま
での期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電
に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.50
0キログラム以下であること。
なお、平成31年（2019年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業
者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基
づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.500
キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の
申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係
る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の
申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係
る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年

熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年(2020年)1月17日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)1月17日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)2月6日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年(2020年)2月5日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和2年(2020年)2月6日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年(2020年)2月5日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 9,402,455 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

- (2) Date and Place for Tender:
Date: February 6, 2020, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: +81-96-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の協議に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字荒尾2101番1、同2101番2、同2102番、同2103番1、同2103番2、同2104番、同2105番、同2106番1、同2110番1、同2112番2、同2113番及び同2114番
6, 314.6平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
独立行政法人都市再生機構九州支社

熊本県公告第506号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の協議に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字門ノ久182番、同183番、同184番、同185番1及び同185番2
6, 822.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
独立行政法人都市再生機構九州支社

熊本県公告第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和元年（2019年）12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ八代旭中央通り店
八代市旭中央通1番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年(2020年)7月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,323平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 38台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 6台
建物南西側 6台
合計 12台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 31.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地西側 6.96立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
駐車場 3箇所 建物敷地南側及び西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
令和元年(2019年)11月29日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県南広域本部振興課
令和元年(2019年)12月13日から令和2年(2020年)4月13日まで

熊本県公告第508号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出について同法第8条第1項の規定により荒尾市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン荒尾
熊本県荒尾市原万田628番1 外
- 2 荒尾市から聴取した意見の概要
学校の近くに立地していることから、引き続き、荷さばきの際に発生が予測される騒音の防止策や周辺環境に対する配慮、交通安全対策や交通整理について、留意をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
令和元年(2019年)12月13日から令和2年(2020年)1月13日まで

熊本県公告第509号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営長坂地区土地改良事業(暗渠排水)を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業廃止処理計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業廃止処理計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営長坂地区土地改良事業(暗渠排水)廃止処理計画書の写し

- 2 縦覧期間
令和元年(2019年)12月16日から令和2年(2020年)1月20日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第510号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小合志原3834番5
330.59平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋271番地1サンハイム須屋B棟101号
坂本 賢志郎
坂本 礼

熊本県公告第511号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営国見地区土地改良事業(区画整理)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営国見地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和元年(2019年)12月16日から令和2年(2020年)1月20日まで
- 3 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第512号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営水俣地区土地改良事業(区画整理)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営水俣地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和元年(2019年)12月16日から令和2年(2020年)1月20日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

熊本県公告第513号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字若林3791番1
2,878.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
山鹿市鍋田178番地1
株式会社Lib Work

熊本県公告第514号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)12月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字八窪3791番16
4,027.42平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市御代志868番地
上林工業株式会社

熊本県公告第515号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川下流土地改良区連合の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	本 田 陸 博	八代郡氷川町網道408番地

熊本県公告第516号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	本 田 陸 博	八代郡氷川町網道408番地

熊本県公告第517号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により御船町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農業振興地域名
御船農業振興地域
- 2 範囲
御船町大字小坂字宮田及び東八龍の一部
- 3 規模
11ヘクタール
- 4 区域の変更を必要とする理由
御船町小坂地区に新たに用途地域(準工業地域)を指定することに伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。
- 5 平面図
熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課及び御船町農業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第518号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松里 孝一	宇城市松橋町砂川	宇城市松橋町砂川字有吉1547番5ほか4筆
高木 俊郎	宇城市三角町中村	宇城市三角町中村字矢房1381番

古川 太治	八代郡氷川町若洲	宇城市小川町不知火字二番割78番1
古川 宏治	八代郡氷川町宮原	宇城市小川町不知火字二番割80番ほか1筆
西山 孝明	宇城市三角町大口	宇城市三角町大口字要364番ほか1筆
上田 耕達	宇城市三角町大口	宇城市三角町大口字中串107番1ほか16筆
大谷 文俊	宇城市三角町大口	宇城市三角町大口字小串302番1ほか22筆
西山 孝輔	宇城市三角町大口	宇城市三角町大口字早馬825番ほか31筆
福田 貴之	宇城市三角町大口	宇城市三角町大口字要375番2ほか17筆
山口 公明	宇城市三角町大口	宇城市三角町大口字大串31番1ほか26筆
西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字徳ノ前102番2
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	上益城郡嘉島町大字下六嘉字八反畑2580番
株式会社みっちゃん 工房	上益城郡益城町平田	上益城郡益城町大字平田字鹿之子1649番ほか2筆
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	上益城郡益城町大字島田字六十間割1655番ほか8筆
吉本 正剛	熊本市南区城南町坂野	上益城郡甲佐町大字府領字上川原151番1
農事組合法人高月	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町高月字谷頭534番ほか6筆
阿蘇薬草園株式会 社	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町宮地字笠園3317番ほか2筆
野上 勝喜	阿蘇市湯浦	阿蘇市湯浦字原ノ前1061番ほか2筆
大倉 富広	阿蘇市小里	阿蘇市内牧字東前無田1203番1ほか7筆

2 認可年月日

令和元年(2019年)12月6日

熊本県公告第519号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和元年(2019年)12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
椎葉 隆	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字小鶴2813番ほか5筆
合同会社あぐり税 所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字大藪3114番1
守屋 研一	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字大坪451番1
守屋 研一	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字茶園941番ほか4筆
柳瀬 安好	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字尾町236番3ほか1筆

西川 定信	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字梅ノ丸2371番
株式会社モエ・ア グリファーム	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字新畑1281番ほか 6筆
永井 寿一	球磨郡あさぎり町免 田東	球磨郡あさぎり町免田東字北吉井248 0番1
椎葉 聖一郎	球磨郡湯前町	球磨郡湯前町字上堀田5275番
塩塚 政幸	球磨郡湯前町	球磨郡湯前町字上堀田5277番1ほか 2筆
別府 幸治	球磨郡湯前町	球磨郡湯前町字下柿木4540番1ほか 2筆
有限会社大王牧場	人吉市瓦屋町	球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上819番 29

2 認可年月日

令和元年(2019年)12月6日

登 載 依 頼

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

熊本県人事委員会委員長 出田 孝一

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を改正する規則

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第2号)を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、次のように改める。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は令和元年12月13日から施行する。

附則に次の1項を加える。

2 この規則による改正後の第26条第8号の規定による採用に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の規則の例により行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。